

タブレット貸出による遠隔手話サービス等がご利用できます

タブレット貸出による遠隔手話サービス等がご利用いただけるようになりました。新型コロナウイルスの相談や受診時など、遠隔手話サービス等が必要な場合は、お住まいの市町村窓口にご相談ください。

遠隔手話サービス等とは？

離れている場所からテレビ電話を通じて行う手話などの通訳サービスです。



聴覚障害者



- (1) 利用できる場合：通常の通訳者派遣が困難なため、遠隔手話サービス等の利用が必要であると市町村が判断した場合。
- (2) 利用手順：①お住まいの市町村へ通訳者の派遣依頼をしてください。その際、遠隔手話サービス等を希望される場合はお申し出ください。
②遠隔手話サービス等の利用が認められた場合は、タブレットの操作方法、受け渡し、返却方法等について説明を受けてください。
③「②」で決定した日時に、派遣された通訳者が通訳ブースに待機していますので、タブレットを使って遠隔手話サービス等をご利用ください。

※ ご自分のスマートフォンやタブレットを使って遠隔手話サービス等を利用することもできます。詳しくはセンター又は市町村窓口にご相談ください。

※ 開始時期は市町村により異なります。

(3) お問い合わせ先：岡山県聴覚障害者センター

FAX:086-224-0236 TEL:086-224-0221